

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	後期高齢者医療関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

葛城市は、後期高齢者医療保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

奈良県葛城市長

## 公表日

令和7年7月1日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づく以下の事務で、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、個人番号を用いる。</p> <p>後期高齢者医療制度では、奈良県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)と市が連携して事務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、高齢者の医療の確保に関する法律、その他の後期高齢者医療に関する法律及び条例の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者の資格管理に関する事務</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>・後期高齢者医療システム(基本セット内)</li><li>・宛名管理システム(基本セット内)</li><li>・EUCシステム(基本セット内)</li><li>・統合収納管理システム(基本セット内)</li><li>・統合滞納管理システム(基本セット内)</li><li>・統合宛名管理システム(基本セット内)</li><li>・後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以後、「標準システム」という)</li><li>・(医療保険者)中間サーバー</li></ul> <p>※)標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。</p>

## 2. 特定個人情報ファイル名

- ・後期高齢者医療保険関係ファイル
- ・統合収納関係ファイル
- ・統合滞納関係ファイル
- ・住登外者宛名番号管理関係ファイル
- ・団体内統合宛名関係ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係)</p> <p>・第9条(利用範囲)</p> <p>&lt;別表(第九条関係)における利用範囲の根拠&gt;</p> <p>上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項 (85の項)</p>
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[      実施する      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表</p> <p>&lt;利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠&gt;</p> <p>・後期高齢者医療事務では、市町村による情報提供は実施していない。</p> <p>&lt;利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠&gt;</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項 (117の項)</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施(160の項)</p>

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民生活部 保険課
②所属長の役職名	市民生活部 保険課長

## 6. 他の評価実施機関

--

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	葛城市役所 総務部 総務課 0745-44-5018
-----	----------------------------

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	葛城市役所 総務部 総務課 0745-44-5018
-----	----------------------------

## 9. 規則第9条第2項の適用

[      ]適用した

適用した理由
--------

巡回用箇所登出

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		・情報セキュリティ研修を受講し、業務を執行している。 ・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底し、複数人での確認を行うこととしている。

9. 監査			
実施の有無	[ ] 自己点検	[ ○ ] 内部監査	[ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ ] 十分に行っている	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[ ] 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	<選択肢>	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ ] 十分である	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>特定個人情報については基幹システムのみで扱い、定期的に情報セキュリティに関する研修を受講している。</p> <p>■ガバメントクラウドにおける措置</p> <p>①物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</li> <li>・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</li> </ul> <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</li> <li>・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパートナー、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともにログ管理を行う</li> </ul>		

